

7 生物多様性の保全は、保護林や緑の回廊に限定することなく、国有林野の森林生態系全域を対象とした上で、「広範で効果的な森林生態系の保護に努める」ために「現状把握とモニタリングを図る」ことが対策の前提であり、その旨が明記されるべきである。

8 保護林及び緑の回廊の設定にあたっては、生物多様性保全のための場として戦略的な配置を実施することを明記すべきである。

9 日本には知床、白神、屋久島と世界自然遺産がありますが、先日そのほとんどが国有林であると聞いた。
これは日本が世界に誇れる大切な財産です。これからもちんと守り続けてほしい。

10 世界自然遺産である屋久島には縄文時代からいきている縄文杉や様々な魅力的な生態系がある。そのほとんどを占めている国有林は、このすばらしい環境を将来にわたってしっかりと守るべき。

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項(7項目)

(1) 林産物の安定供給

1 森林整備の推進のためには、C材も活用しお金を換えていく必要があるが、集成材やベレット生産など地域から喜ばれる方法を基本計画に入れてほしい。

2

林野庁では、生物多様性を含む森林の状態を把握・評価するたの森林資源モニタリング調査等を実施するなど、科学的な現況の把握に努めており、このことを踏まえ、本文中に「地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進する」とを記述しているところから、保護林や緑の回廊について、モニタリング調査をさらに、適切な保全・管理を推進する」旨も記述しています。

1

保護林や緑の回廊の設定に当たっては、これまでも外部有識者を含む設定委員会を組織し、科学的な知見に基づく戦略的な設定に努めてきたところですが、ご意見を踏まえ「生物多様性保全のための場として戦略的な配置となるよう配慮」という記述を追加します。

2

我が国は、平成4年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を締結しており、この条約では「世界遺産としての価値を将来にわたって保全していく責務を当該国が負う」とこととされることが林野庁所管の国有林でもあることとされている。関係省とも連携し、世界自然遺産の保全管理に取り組んでいくこととすることとを、世界自然遺産の保護の担保措置として、あらかじめ保護林の全域に設定していき、また、今後とも世界自然遺産として推薦が見込まれる天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全管理が必要な森林については、保護林として設定することを図る。」としていきます。

同上

2

本計画においては、国有林には豊富な森林資源があることから、木質バイオマスの利用の促進のため、利用が低位な木材の有効活用の観点からもその供給に努めることとしていきます。

3

2 輸入原木の減少や原木の他県への移出等により、地域での安定的な原木確保に苦慮する製材工場も出始めている。木材産業を育成する観点から地域の状況を踏まえ製材工場等への安定的な国有林材の供給に配慮願いたい。

3 近年材価が低迷している中、国有林材が集中し原木価格を下げている。国有林は計画生産、川下の意見に追われているが、民有林を圧迫する現状を改善し、林業全体の経営改善を旨としてほしい。消費拡大策をとらなまま製材工場の規模拡大のみを続けると、国内の産地間競争に陥ってしまう。

4 世界経済の動向を見るに資源の少ない日本がこれからの木質資源は国内で生産できる重要な資源であり、きちんと守り育て、供給すべき。

5 国産材利用の推進が各地で多面的に結実・推進され、加工・利用の大型化はますます、地域振興を含め今後を期待したいが、大型化への安定供給は官民一体化はもろろん数県にまたがるなど広域で連携することが必要ではないか。

6 家を建てるのなら国産の、出来れば自分にゆかりがある土地の木材を使えたら良いと思う。国産材の良さをもっとアピールし、国産材を使うことにメリットがある施策を打ち出すべき。

本計画において、「地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、引き続き持続的かつ計画的な供給に努める」こととした。また、「林産物の販売に当たっては、持続的・計画的に林産物を供給する方針の下で、需要動向に対応して弾力的に行う」こととしていきます。

近年、これまで利用が低位であった間伐材等の供給を増やしていますが、これらについては、安定供給することが価格の維持にも必要であり、需要先へ直送するシステム販売等により林業・木材産業の活性化を図るよう進めたい。一方、一般材については民間の木材市場等を活用し供給していきます。また、「民有林・国有林一体となった産地銘柄の形成、国産材のP.Rの展開、需給動向の情報交換等により木材の安定供給や国産材の需要拡大に寄与する」こととしていきます。

本計画において、林産物の安定的な供給として、「国有林野事業においては、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めつつ、森林の多面的機能の発揮の観点から、木材生産も森林の主要な機能の一つとして位置づけ、計画的・安定的な木材の供給を図ってきたところであり、地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、引き続き持続的かつ計画的な供給に努めることとしていきます。」としていきます。

本計画において、林産物等の販売として「持続的・計画的に林産物を供給する方針の下で、安定的な需要を確保しつつ、需要動向に対応して弾力的に行うとともに、市場への販売委託を推進するなど民間の木材市場等を活用し、また、曲がり等を含む間伐材については、需要先へ直送するシステム販売により新規需要開拓と安定的な供給を図ること等により、林業・木材産業の活性化を図る」こととしていきます。また、原木供給可能量を国産材安定供給協議会を通じて提供する等、広域での木材安定供給にかかるとの連携を図ることとしていきます。

本計画において、「民有林・国有林一体となった産地銘柄の形成、国産材のP.Rの展開、需給動向の情報交換等により木材の安定供給や国産材の需要拡大に寄与することとしていきます。」としていきます。

<p>7. 世界的な資源競争や石油資源の枯渇等を考えれば、バイオマス燃料の利用はこれから非常に重要になってくると思う。国有林は木質資源の安定的な供給の担い手として役割を果たすべき。</p> <p>(2) 林産物等の販売</p>	<p>2</p>	<p>なお、本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、一般行政施策に関する事項について記述することにはならないとされています。</p> <p>本計画において、「国有林には再生可能な豊富な森林資源があることから、二酸化炭素の排出抑制に資する木質バイオマスの利用の促進のため、利用が低質な木材の有効利用の観点からもその供給にも努める」こととされています。</p>
<p>4 国有林野の活用に関する基本的な事項(1項目)</p> <p>(1) 国有林野の活用の適切な推進</p> <p>(2) 公衆の保健のための活用の推進</p> <p>1 国有林の中を散策するための遊歩道や、体力のない小さい子どもでも楽しめる傾斜の緩やかな歩道をたくさん造ってほしい。また、樹木の名前が覚えられる工夫もしてほしい。</p>	<p>2</p>	<p>本計画において、「国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することを選定し、広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資することと、森林と四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受することにも各層が精神的な豊かさを養うことができようとする」という観点から、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととしております。ポータル情報も活用しながら、森林内の見所や樹木等の名称・特徴等を伝える解説標識の設置等にも取り組んでまいります。また、森林管理等の職員が講師となり、森林観察や森林の働きについての講義するなどの森林教室も開催しております。</p>
<p>5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項(13項目)</p> <p>(1) 管理経営の事業実施体制</p> <p>1 収支の改善方法として民間事業者への委託を推進していることだが、委託により軽減された分、経営の多角化を図ることとで収支の改善に繋がらないか。</p>	<p>3</p>	<p>国有林野の管理経営については、簡素な組織・要員の下で効率的に行うこととしており、国の業務は保全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行為のすべてを民間事業者等に委</p>

<p>託して行うこととしています。林産物の販売等による収入確保を図る一方、実行体制の効率化や民間委託による森林整備事業の効率的な推進を図ることなどにより、収支両面の改善努力を行ってきており、平成16年度から新規借入金をゼロとしていきます。</p>	<p>2 国有林野事業に当っては、地域の意見を聴いた上で地域管理経営計画等で属地的な実施方針及び実施計画を定め、これに基づき、適切かつ計画的な事業実施により持続可能な森林経営に取り組みます。また、造林、保育、伐採などの事業の実施に当たっては、今後とも、請負事業者の監督、検査の実施はもとより、事業成績評定の活用により、適正な森林整備の確保に努めて参ります。</p>	<p>同上</p>
<p>2 国有林野事業の実施に当たっては、職員による請負事業者の監督、検査を行うとともに、事業成績評定の実施などにより品質確保に努めるとともに、併せて、林業事業者の経営基盤の強化にも資するよう努め、公益的機能の維持増進を目的とした事業を適切に実施することとしていきます。</p>	<p>2 本計画において、機能類型区分を示し、また、その区分毎の管理経営の考え方を明らかにしています。なお、具体的には本計画において流域（森林計画区）ごととの自然的特性を勘案しつつ、適切な事業を推進する計画を定め実行していきます。一方、長期的な収支の見通しについては、国有林野事業は特別会計の下で管理経営を行っていくことを踏まえ、一定の条件で試算をしております。</p>	<p>2 本計画における伐採量や更新量の試算に当たっては、森林制限の賦存状況等を踏まえ一定の条件で試算したものです。詳細な事業量については、地域の意見を聴取した上で立地条件等を踏まえ、地域管理経営計画等の中で属地的に定めています。</p>

<p>2 国有林野事業における伐採に関しては、事業者の作業状況のチェックを厳しくして、違法な伐採を放置すべきではない。</p>	<p>3 収穫調査の指定調査機関への委託や、伐採、造林等の実施行為の全てを民間事業者に委託して行うこととしていますが、国有林野自ら厳密なチェックと管理を行うべき。</p>	<p>4 植林、間伐等の森林整備に携わる人々が、利益だけを目的に作業にあたっては、木そのものの目的が損なわれると考えるので、変わらぬ目的のもとで管理する人が必要だ。</p>	<p>6 長期収支の見通しにおける試算の前提条件である伐採量や更新量については、第三者機関の意見を反映するなど明確かつ十分な説明が必要ではないか</p>
<p>(2) 長期的な収支の見通し</p>		<p>5 収支の試算は意味がないのではないか。それよりも計画の理念とならばべき森林の将来像が先に描かれなければならない。</p>	<p>(3) その他事業運営に関する事項</p>

7	<p>林野庁職員では森林の管理ができないので、地元の林業関係者やNPOを中心とした団体へ委託事業を発注するべき。</p>	<p>4</p> <p>国有林野の管理経営については、「国民の森林」として国民ニーズの把握や関係行政機関との調整が必要なこと等から国が行うこととされています。</p>
8	<p>林業事業体の育成強化については、地域性を考慮した育成策を講じることが重要である。</p>	<p>2</p> <p>本計画において、「流域の森林整備等を担う林業事業体については民有林行政との連携を図りつつ計画的・安定的な事業の発注等に努め、その育成整備を図る」こととされています。</p>
9	<p>林業事業体の育成にあたっては、地方公共団体と十分に連絡・調整を図り、それぞれの地域の実情に応じた強化手法を講じるべき。</p>	<p>3</p> <p>同上</p>
10	<p>GISを活用した効率的な施業の推進を進めていると聞くが、その利用を内部利用に限定することなく、民国連携の観点から静岡県のように外部にも情報を開示していただきたい。</p>	<p>4</p> <p>GISで使用しているデータの民国相互の利用につきましても、共通の形式、提供体制の継続性などを踏まえつつ今後の検討課題とする考えです。</p>
11	<p>森林の公益的機能の維持・増進を図りつつ木材の安定供給を図るためには、適切な森林施業を担うことが出たら、地域林業・林業労働者の育成が不可欠であるとの施業に関する高度な特徴等を熟知し、間伐や主伐などへの施業に関し、民有林も連携し技術の有する林業事業体の育成に向け、民有林とも連携し取組の強化をすべき。</p>	<p>2</p> <p>本計画において、「流域の森林整備等を担う林業事業体については民有林行政との連携を図りつつ計画的・安定的な事業の発注等に努め、その育成整備を図る」こととされています。</p> <p>また、「林業技術の向上や安全管理の充実、品質の確保等の観点からしても、「林業事業体の経営基盤の強化に資するよう努める」こととしておられることにも、高効率、低コストな作業システムの定着や低コスト造林の開発、導入を図り、国有林野事業の実施を通じて、民有林への普及に取り組むこととしておられます。</p>
12	<p>林業事業体の育成のために、技術の支援や情報提供は必要なことだと思えますが、安定的な発注を通して事業体を育成、中という印象は特異な印象を受けた。そういった意味で、計画の中に事業体の育成を入れる必要はないと考える。</p>	<p>3</p> <p>国有林野事業が安定的、効率的な経営を行うためには、経営基盤の強い林業事業体を育成することが重要です。また、経営基盤の強い林業事業体の育成は林業政策全体から見ても重要であるため、事業体の育成について記述しているところもです。</p> <p>なお、事業の発注は一般競争入札で行われることと、個々の事業体に安定的かつ計画的に発注を行うというところではありませ</p>

<p>13. 今後の循環型林業を語る上で素材生産事業体の存在意義が益々重要だと思われれます。故に素材生産事業の実態調査、支援、指導をすべき。</p>	<p>3</p> <p>国有林野事業が安定的、効率的な経営を行うためには、経営基盤の強い林業事業体の育成が重要で、また、経営基盤の強い林業事業体の育成は林業政策全体から見ても重要であるため、事業体の育成について記述していただきます。</p>
<p>6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項(15項目)</p> <p>(1) 人材の育成</p> <p>(2) 林業技術の開発普及</p> <p>1 国有林におけるこれまでの経験を踏まえ、効率的な林業経営に係る具体的な手法・取組について、県や地域の森林所有者等に対する指導を行うべき。</p> <p>2 実践的な技術開発を行っている都道府県の林業に関する試験研究機関等との連携を強化し、全国的にその成果をフィードバックのできる仕組みを構築すべき。</p> <p>3 まとまとして大きな面積を有している国有林は低コスト作業の普及や施業の集約化などに大きな役割を果たせることができるとともに、民有林としっかりと連携して推進すべき。</p>	<p>2</p> <p>本計画において、「技術開発の成果は、研修の場の提供等を通じて普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与する」としており、さらに「列状間伐や路網と高性能機械を組み合わせた高効率・低コストな作業の実施を通じて、国有林野事業の導入・定着を図り、民有林への普及を図ります」こととしています。</p> <p>2</p> <p>本計画において、「産学官の連携の下に国有林野の有する多様な森林とまを拠点として計画的に活用した技術開発を森林技術センターの提供等を通じて普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与する」としており、さらに「列状間伐や路網と高性能機械を組み合わせた高効率・低コストな作業の実施を通じて、国有林野事業の導入・定着を図り、民有林への普及を図ります」こととしています。</p> <p>2</p> <p>本計画において、「産学官の連携の下に国有林野の有する多様な森林とまを拠点として計画的に活用した技術開発を森林技術センターの提供等を通じて普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与する」としており、さらに「列状間伐や路網と高性能機械を組み合わせた高効率・低コストな作業の実施を通じて、国有林野事業の導入・定着を図り、民有林への普及を図ります」こととしています。</p>

<p>4 森林管理局(署)では、簡易で崩れにくい作業路を開設され、間伐等の作業を低コストで効率的に実施されていると聞いています。このような作業方法につき、間伐研修会等のデモを行うなど積極的に公開して頂き森林所有者等への普及啓発をすべき。</p>	<p>2 本計画において、「列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図り、国有林野事業の実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組む」こととされています。</p> <p>また、「地域のニーズに対応した技術開発や研修に必要なフィールドを提供するほか、森林施設等についての適切な助言、施策モデル林の設定、技術検討会の開催等の取組を行う」こととしています。</p>
<p>5 崩れにくい路網整備や高性能林業機械の高度な利活用に対して先進的な取り組みをしている国有林においては、技術検討会の開催などにより、地域の林業事業体を育成すべき。</p>	<p>2 同上</p>
<p>6 人工林の長伐期化による大径伐採が多くなり高度な伐採技術が必要となること、建設業・造園業からの参入により、労働災害が多発するところとが予想されることから、高度な伐木・造材技術の養成が必要。</p>	<p>3 本計画において、「林業事業者が自ら取り組む労働安全衛生生活動等の確保に資する事業成績評定の実施等に取り組み、林業技術の向上や安全管理の充実、品質の確保等の観点からも、林業事業者の経営基盤の強化に資するよう努める」こととしています。</p>
<p>7 時代に沿う機械の導入と行政と民間の検討委員会を設置して安全と効率性と新たな雇用に繋がる林業専用車が誕生する事を願う。</p>	<p>3 新たな林業専用車の開発等の課題については、民有林行政として取り組んでいるところであり、本計画に位置づけるものではありませんが、国有林としても国有林野事業の実施やフィールドの提供等により機械開発に寄与できるよう努めて参ります。</p>
<p>(3) 地域振興への寄与</p>	
<p>8 NPOで活動しているが、参加者の高齢化などから地元の人々が関わらなければ続かない時を迎えているので、そのような後継者ができるような仕事を配置する体制を検討してほしい。</p>	<p>3 地域における雇用を確保するために事業を委託することにはなりません。地域産業の振興が国有林野事業の重要な使命の一つとなつてきていることから、国有林野事業の実施を通じ地域産業の振興に寄与できるように努めて参ります。</p>
<p>9 国有林内における山菜採取の許可を得た者が、他の者の立入を禁止としていている例がある。国有林は国民共有の財産であることから、改善できないか。</p>	<p>4 国民共通の財産である国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することです。このようなかたがたに地域住民の福祉の向上の観点から契約により山菜等を地元の方々に販売することも行っているところとあります。将来資源を保護する目的から地元住民の方々が自主的に立入規制を行っているものもあり、ご理解願いたいと考えています。</p>

10 国有林の管理面積は大きいので、林業労働者の養成や雇用の場として積極的に活用して、山村の活性化や林業の復活に貢献してほしい。

11 素材生産量や流通ルートを示し、地域の木材産産を積極的に振興する施策を期待する。

12 国内の森林を取り巻く状況で特に気になるのは「限界集落」という言葉に象徴される山間地域の過疎化、高齢化の問題。計画案には都市住民やボランティアに期待する記述があるが、所詮都市住民は都市住民、ボランティアはボランティアの域を超えられない。よって山間地域の振興、林業従事者の育成をいかに進めるのか、もう少し具体的に書けないか。

13 国有林の所在地は、過疎地域であり、中には限界集落もある。集落が消えてしまえば、適切な管理、国土の保全については公益的機能の高度発揮に支障をきたすものと考ええるが、国有林野としての関わりの記述がなくともよいのか。

14 国有林野事業が発注する治山、林道、造林、素材生産及びこれらの事業に関わる調査設計等業務の発注にあたっては、林業の特殊性に加え、地域振興、産業振興等に貢献できる制度とすること。

(4) 労使協力の推進

15 国の基本計画に労使協力の推進が述べられている理由を明示されたい。また相互理解と信頼において、どのような改革が推進されるのか。

2

林業労働者の養成や雇用の目的で国有林野事業を実施することはなげませんが、「伐採、造林等の事業の実施行為は、民間事業体等に全面的に委託することとしておいて、国有林野事業の実施を通じて「林的・木材産産を振興、地域の福祉の向上等に寄与するよう努める」として実施します。

2

本計画においては、林産物の供給に当たって「地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、引き続き持続的かつ計画的な供給に努める」として実施します。
また、林産物の販売に当たっては、林業・木材産産の活性化に貢献することとして実施します。

3

本計画において、「地域の伝統産産の育成にも資する森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、林業・木材産産を振興、地域の福祉の向上等に寄与するよう努める」として実施します。
また、林業従事者の育成については、「林業事業者の育成強化を通じて、林業労働力の確保にも資する」として実施します。
なお、このほか山村振興対策及び林業従事者の育成については、一般行政政策として実施して実施します。

2

本計画において、「地域の伝統産産の育成にも資する森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、林業・木材産産を振興、地域の福祉の向上等に寄与するよう努める」として実施します。

3

本計画において、「地域の伝統産産の育成にも資する森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、林業・木材産産を振興、地域の福祉の向上等に寄与するよう努める」として実施します。
また、林業従事者の育成については、「林業事業者の育成強化を通じて、林業労働力の確保にも資する」として実施します。
なお、このほか山村振興対策及び林業従事者の育成については、一般行政政策として実施して実施します。

2

国有林野事業に従事する職員は、独立行政法人等の労働関係に関する法律により労働組合を結成する等の権利を有しています。また、この法律の目的は、業務の正常な運営を最大限に確保し、も

<p>って公共の福祉を増進することにあり、本計画に基づき業務を円滑に推進するために、労働組合の理解と協力は欠かせないところである。</p>	<p>行政改革推進法により、国有林野事業については、その事業・事業の性質に依り一部を独立行政法人に移管した上で、一般会計に統合することとされています。また、同法に基づき、「国の行政機関の定員の純減について」により独立行政法人に移管する業務の内容や職員数が閣議決定されています。この検討に当たっては、緑資源機構廃止法の審議における、全一般会計において管理運営すること及びその実施期間を1年前倒ししないことも含め、幅広い観点から慎重に検討しているところである。</p>
<p>行政改革推進法により、国民負担を抑制する観点から行政機関の定員を平成18年度からの5年間で5%以上純減することとされており、「国の行政機関の定員の純減について」(閣議決定)により、それぞれの事業・事務の純減数が定められています。このような状況にあります。国有林野の管理経営に当たっては効率的な業務運営に努めるとともに、人材の育成や技術の継承等に取り組み、今後とも適切な管理経営に努力していく考えです。</p>	<p>1ヶ月間の期間を設定して、公告・縦覧を行っていただくとともに、なお、国の機関が行う他の公告・縦覧やパブリックコメントにおいても一般的に1ヶ月以内となっております。</p>
<p>行政改革推進法の検討に当たっては、緑資源機構廃止法の審議における、全一般会計において管理運営すること及びその実施期間を1年前倒ししないことも含め、幅広い観点から慎重に検討しているところである。</p>	<p>同上</p> <p>経済的理由などから適切な森林整備が進まない森林のうち、公益的機能の発揮が強く求められるものについては、その立地条件等に応じて、水源林造成事業や都道府県による治山事業等により、</p>

<p>その他(13項目)</p>	<p>4</p>	<p>4</p>	<p>4</p>	<p>4</p>	<p>4</p>
<p>1 国民の安心・安全のための公益的機能の発揮や林産物の持続的かつ計画的な供給、地域産業の振興等の国有林の役割を適切に果たすためには、国有林の二分化は行わず、国による管理経営体制を堅持すべき。</p>	<p>2 地球環境問題や大型化する災害に対するため森林資源の継承、充実が求められており、国の職員の配置を増やし、技術の継承、指導に当たるとべき。</p>	<p>3 基本計画(案)の公告・縦覧については国民の意見を広く求めるため十分に考慮すべき期間を設けるべきではないか。</p>	<p>4 国有林野の管理経営を担う林野庁の体制について、その検討に当たっては第169回通常国会における衆参両院での附帯決議に基づき内容をすべき</p>	<p>5 国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化の検討にあたっては、1年前倒しせず、慎重に検討すべき。</p>	<p>6 経済的理由から森林整備が出来ない地域については、水源林造成事業等と一体的に国の事業として路網整備を含めた森林整備を行うべき。</p>

公的機関が主体となって整備・保全を行っており、これを国が助成しております。

NPOにおいて、その活動にご苦勞されたいこととは思いませんが、自主的活動への直接的な経費の支出は困難であり、フィードバック等の支援に限られることについてご理解をお願いいたします。

造林放棄森林を国有地化することについては、森林所有者が森林を伐採し収入を得た上で後は放棄しても大丈夫とのモラルハザードを招きかねないことから、政策として慎重な検討が必要であると考えます。

本計画は国有林野の管理経営の基本的な方針を定めるものであり、従来より公益的機能の維持増進を旨とした管理経営をすることとしており、今回は生物多様性の保全を基本方針の一つとして位置づけたところであります。

本計画の策定に当たっては、将来世代のための地球温暖化防止や生物多様性の保全等のニーズの高まりなどを踏まえるなど、出されるべき中長期的な視点も重視しているところであります。

この中で、公益的機能の維持増進を旨として、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、これらの機能類型区分毎の管理経営の考え方に則して、流域(森林計画区)ごとこの自然の特性を勘案しつつ、適切な施策を推進することとされています。

本計画の計画事項にはなじまないと考えられます。なお、国有林野事業の推進に当たっては、公益林の管理や間伐等の森林の手入れに必要な経費について、予算の定めるところにより一般会計を繰り入れられて行っています。

国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨として、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域産業の振興等を図ることとしており、今後とも森林吸収源対策を積極的に推進することとともに、国有林野事業の活動を通じて地域産業の振興にも寄与するよう努めてまいります。

他の類似の計画においてもこのような文書による計画とされています。なお、国民の森林としての管理経営を推進するに当たって

4

4

3

2

4

2

3

7 NPOで森の復元・再生活動を行っているが、他の団体も景気の低迷や参加者の高齢化などから継続的な活動が見込めない現状にある。このため地帯など危険な作業を委託する費用や、ガソリン代などの経費の補填をしていただきたい。

8 地域に必要な森林の売却を積極的に推進することにも必要であるが、全国的な問題となっている造林放棄森林の積極的な国有化を進め、国として国土の保全を図っていただきたい。

9 森林の公益的機能や生物多様性を重視する国有林野事業の基本理念が実際の国有林の管理運営に生かされるよう科学的根拠に基づき基本計画を策定されることを強く要望する。

10 社会ニーズはその時代ごとに大きく変化することに認識した上で、普遍的な森林の価値を損なわないように、根源的な森林の機能を低下させないよう国有林の管理経営の管理理念である事と信じる。

11 県では森林税等を集めているが、広く薄くお金を集めて森林の手入れ、育成を行うことには賛成。

12 今後の林政の展開にあたり、安全で安心でできる国民の暮らしを守るために、森林吸収源対策の推進はもとより、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分に寄与出来る組織と体制とすることを要望する。

13 文章による計画は一般人には読みにくい。

よりわかりやすい表現とするなど、一層ご理解を頂けるよう努力
していきたいと考えています。

